

Takahama

広報たかはま

2016

3.15

No.1263

たかはまには
ものづくりの
学校もあるんです

- P2 住所異動の手続きはお早めに
- P6 小中学校顕彰児童生徒表彰式
- P10 高浜小学校等整備事業基本計画の概要
- P20 税納期限のお知らせ

県立高浜高等技術専門学校(碧海町)の、「型枠訓練」の授業風景です。技術を身につけたい、転職や再就職にいかしたい、と皆さん真剣に指導を受けていました。同校は今年開校55周年を迎えます。たかはまには、こんな学びの場もあるんですね。

春は卒業や入学、転勤や就職と住所異動の多い季節

住所異動の手続きはお早めに！

◆受付窓口 市民窓口グループ(市役所1階)

◆受付時間 平日(月～金曜日)、午前8時30分～午後5時15分

(平日の午後5時15分以降および土・日曜日、祝日は住所異動の届出はできません。)

問合せ先 市市民窓口グループ ☎52-1111 (内線214・218)

転入届・転出届・転居届

- 住所異動の届出には、受付窓口へ来た人の**本人確認(身分証明書)**(*1)がかならず必要
- 住所異動に伴う各種手続きのために、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。
- 異動する本人や同一世帯の家族が届出をすることができない場合は**委任状**(*2)がかならず必要

区 分	転 入	転 出	転 居
	ほかの市町村から高浜市に住所を移したとき	高浜市からほかの市町村へ住所を移すとき (転出証明書を発行します。)	高浜市内で住所を移したとき
届 出 期 間	高浜市に実際に住み始めた日から14日以内に届出	転出する前(おおむね2週間前から)に高浜市に届出	新しい住所地に実際に住み始めた日から14日以内に届出
届 出 が できる 人	・異動する本人 ・転入先の同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)
持 ち 物	・転出証明書(前住所地で発行) ・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード ※マイナンバーカード(個人番号カード)は所持者のみ ※カードに新住所を記載します。 ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書)	・印鑑登録証(登録者のみ) ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書)	・印鑑登録証(登録者のみ) ・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード ※マイナンバーカード(個人番号カード)は所持者のみ ※カードに新住所を記載します。 ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書)



(*1) 本人確認(身分証明書) ①②のいずれかを持参

- ①官公署発行の顔写真付きのもの**1点**(運転免許証・パスポートなど)
- ②公的な顔写真なしのもの**2点**(健康保険証・年金手帳・介護保険証・学生証など)

(*2) 委任状

- ・異動する本人の直筆であること(同一世帯の家族の場合は不要)
- ・「委任状」の書式は右の見本を参考にしてください。
 - ①すべて、異動する本人が書いて(直筆)ください。
 - ②右の見本の△△△△△の部分に、委任する要件(転出・転居など)をかならず書いてください。
 - ③住所異動届の委任状の印鑑は認印で手続きができます。
 - ④委任者本人の本人確認(身分証明書)の提示が必要です。

見本

委任状

代理人 住所 ○○市○○町○番地
氏名 愛知一郎
生年月日 昭和○年○月○日

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

1. △△△△△に関すること

平成 年 月 日

本人 住所 高浜市青木町四丁目1番地2
氏名 高浜太郎 印
生年月日 昭和○年○月○日

- ◆その他 ・住基カードを所有している方は事前に問い合わせてください。
- ・各種届出に伴う必要なものは、「住所異動に伴うそのほかの手続き」(P.3)で確認してください。

住所異動に伴うそのほかの手続き

○住所異動に伴う各種手続きのために、マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

項 目	手続きに必要なもの	問合せ先																					
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証（転出・転居の場合） ・印鑑 ・口座番号のわかるものと銀行の届出印 ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。	市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階：窓口10番) ☎52-1111(代)(内線261・262)																					
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金手帳 	市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階：窓口10番) ☎52-1111(代)(内線216)																					
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金証書 																						
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・印鑑 	市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階：窓口9番) ☎52-1111(代)(内線227)																					
子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証（転出・転居の場合） ・印鑑 ・健康保険被保険者証 ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。																						
児童手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">必要なもの</th> <th style="width: 10%;">転入</th> <th style="width: 10%;">転居</th> <th style="width: 10%;">転出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・印鑑</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・預金通帳または振込先などが分かるもの</td> <td>○</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>・健康保険被保険者証の写し</td> <td>○</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>・児童手当用所得証明書</td> <td>○</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>		必要なもの	転入	転居	転出	・印鑑	○	○	○	・預金通帳または振込先などが分かるもの	○			・健康保険被保険者証の写し	○			・児童手当用所得証明書	○			こども育成グループ (市役所3階：窓口26番) ☎52-1111(代)(内線362) ※詳しくは問い合わせください。
必要なもの	転入		転居	転出																			
・印鑑	○	○	○																				
・預金通帳または振込先などが分かるもの	○																						
・健康保険被保険者証の写し	○																						
・児童手当用所得証明書	○																						
児童・生徒の異動 園児の異動		学校経営グループ こども育成グループ (市役所3階：窓口25・28番) ☎52-1111(代) (内線 学校:345/園:315・316)																					
上水道の使用開始・中止		上下水道グループ (市役所2階：窓口12番) ☎52-1111(代)(内線277)																					
妊婦・産婦・乳児健康 診査 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・印鑑 ・前住所地発行の妊婦・産婦・乳児健康診査受診票、 予防接種予診票（所有している方のみ） ※転入時のみ手続きが必要です。	いきいき広場内 保健福祉グループ ☎52-9871																					
ごみの収集		市民生活グループ (市役所1階：正面玄関左) ☎52-1111(代)(内線263・264)																					
飼い犬の登録	犬を飼う方・飼っている方は登録・異動届をしてください。																						

項目	手続きに必要なもの				問合せ先
	必要なもの	転入	転居	転出	
介護保険	・印鑑	○	○	○	いきいき広場内 介護保険・障がいグループ ☎52-9871
	・介護保険被保険者証	/	○	○	
	・介護保険負担割合証	/	○	○	
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	/	/	○	
	※前住所地で要介護認定を受けていた転入の方は、「受給資格証明書」を持参してください。				
児童扶養手当 特別児童扶養手当 遺児手当	・印鑑	○	○	○	いきいき広場内 介護保険・障がいグループ ☎52-9871 ※詳しくは問い合わせてください。
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	/	/	
	・所得証明書	○	/	/	
	・戸籍謄本	要確認	/	/	
	・世帯全員の住民票	要確認	/	/	
	・年金手帳（児童扶養手当）	要確認	/	/	
	・健康保険被保険者証（児童扶養手当）	要確認	/	/	
各種障がい者手当 ※障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所有している方	・印鑑	○	○	○	
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	/	/	
	・所得証明書	要確認	/	/	
	・各種障がい者手帳	○	○	○	

そのほか生活関連事項の問合せ先

運転免許証	町内会の入会・退会
碧南警察署 ☎46-0110	各町内会の理事または班長、市役所総合政策グループ（市役所3階：窓口23番）まで問い合わせてください。 ☎52-1111(代) (内線366)
電 話 加入の電話会社に問い合わせてください。	電 気 中部電力刈谷営業所 ☎0120-985-620
郵 便 高浜郵便局 ☎53-0198	ガ ス 東邦ガス(株)刈谷営業所 ☎21-1647 ※プロパンガスについては最寄りの取扱店へ問い合わせてください。
し尿の収集 高浜衛生(株) ☎53-0516	

国民健康保険の届出を忘れずに!

～加入するとき、やめるときは、14日以内に届出を～

- ・国民健康保険（国保）には、勤務先の健康保険への加入者およびその家族の扶養者、後期高齢者医療制度加入者などを除く、すべての人が加入することになります。
 - ・加入の届出が遅れると、加入の資格を得た月（例：会社を辞めた月）まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。
 - ・やめる届出が遅れると、保険税（料）が二重払い（国保と新しい健康保険）になってしまうことがあります。
 - ・国保の手続きには、マイナンバー（個人番号）が必要です。また、手続きの際には、本人確認書類（①マイナンバー確認書類と②身元確認書類／※下記参照）を持参してください。
- ※①マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
- ②・公的機関が発行した顔写真付きの証明書など 1点 … 運転免許証・パスポートなど
・上記の証明書がない場合、次の証明書など 2点 … 保険証・年金手帳・預金通帳・学生証など
- ・詳しくは問い合わせてください。

◆加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの	
高浜市に転入したとき (職場の健康保険に加入していない場合)	本人確認書類 印鑑 キャッシュカード または預金通帳 銀行届出印	転出証明書に基づき、住民登録の窓口で転入の手続きをおこなった後に同日対応
職場の健康保険をやめたとき(注)		健康保険喪失連絡票・離職票・退職証明書など
子どもが生まれたとき (国保加入の場合)		出生届出をおこなった後に、国民健康保険証・母子健康手帳・預金通帳
生活保護を受けなくなったとき		生活保護廃止通知書
外国人住民が加入するとき		在留カード・特別永住者証明書・パスポート

(注) 職場の健康保険の本人が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することにより、本人の扶養となっている家族が国保に加入することになった場合や扶養からはずれた場合を含む。

◆やめるとき

こんなとき	届出に必要なもの	
高浜市から他の市町村へ転出するとき (職場の健康保険に加入していない場合)	本人確認書類 印鑑	国民健康保険証(世帯全員分) 高齢受給者証(対象者のみ) ※外国人住民は在留カード・特別永住者証明書
職場の健康保険に加入したとき		国民健康保険証・高齢受給者証(対象者のみ)・職場などの保険証(加入者全員分)
死亡したとき(国保加入の場合)		国民健康保険証・高齢受給者証(対象者のみ)・葬儀を行ったことが証明できるもの・預金通帳
生活保護を受けはじめたとき		国民健康保険証・高齢受給者証(対象者のみ)・生活保護開始通知書

◆その他の異動など

こんなとき	届出に必要なもの	
退職者医療制度に該当したとき	本人確認書類 印鑑	国民健康保険証・厚生年金の証書など加入期間のわかるもの
市内で住所が変わったとき		国民健康保険証・高齢受給者証(対象者のみ)
世帯主が変わったとき		国民健康保険証(世帯全員分)・高齢受給者証(対象者のみ)
世帯をわけたり、いっしょにしたとき		国民健康保険証(世帯全員分)・高齢受給者証(対象者のみ)
国民健康保険証をなくしたり破損したとき		破損の場合は、破損した国民健康保険証

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111 (内線261・262)

高浜市小中学校 顕彰児童生徒 表彰式

2月18日、善行・文化・スポーツにおいて、輝かしい功績を残した小中学生の皆さんが、表彰されました。皆さん、おめでとうございます！



問合せ先 園学校経営グループ ☎52-1111 (内線345)

◆善行表彰

人命救助や定期的な奉仕活動などした人を対象に選考

◆スポーツ表彰

県大会以上の大会において顕著な成績を残した人から選考

◆文化表彰

作文・習字・絵画などの創作活動、合唱・吹奏楽などの演奏活動、弁論などの表現活動を対象に選考

善行表彰

高浜中 2年
水野璃保さん

突然のことでしたが冷静に判断して人を助けることができたので本当によかったです。



高浜中 2年
中嶋萌花さん

人の役にたててよかったです。これからも困っている人がいたら助けたいです。

踏切で車が立ち往生していた場面を通りかかり、適切な行動をして事故を防いだ。

スポーツ表彰

吉浜小 5年
下原璃音さん

これからも練習をがんばって、大会で優勝したいです。



2015フジパンカップユースU-12愛知県大会 女子の部 優勝、東海大会 準優勝

スポーツ表彰

吉浜小 6年
鈴木康大さん

自己ベストをこえられなかったので、記録も上をめざしていきます。



第29回愛知県小学生陸上競技選手権大会 小学6年男子ヴォータックス投 第1位

スポーツ表彰

吉浜小 6年
杉浦愛梨さん

これからもたくさん努力して、全国大会で優勝できるようにがんばります。



平成27年度(第9回)中部小学生ゴルフ大会 女子の部 優勝

スポーツ表彰

高取小 5年
荒川由奈さん

6年生の県大会は優勝して全国大会へ行きたいです。



第29回愛知県小学生陸上競技選手権大会 小学5年女子の部80mハードル 第2位

スポーツ表彰

港小 2年
星野夏希さん

これからも練習をがんばって大きな大会に出たいです。



全農杯平成27年度全日本卓球選手権大会 バンビ女子の部 全国大会出場

スポーツ表彰

翼小 4年
磯崎悠花さん

これからも、自分の限界まで記録をのばしていきたいです。



第29回愛知県小学生陸上競技選手権大会 小学4年女子ヴォータックス投 第3位

文化表彰

高浜中 3年
中村花未さん

素晴らしい賞を
いただけて嬉し
かったです。税金
について日ごろ
から考えていき
たいです。



第49回中学生の「税についての作文」
日本税理士会連合会長賞

スポーツ表彰

高浜中 3年
神谷奈恵さん

目標を達成でき
て嬉しいですが、
今後はさらに上
をめざして努力
を続けます。



全国中学校ゴルフ選手権大会 文部科
学大臣杯争奪 第59回中学個人の部
第7位

スポーツ表彰

高浜中 2年
杉浦悠太さん

目標は全国で優
勝なので、達成
できるようにこれ
からも頑張ります。



第36回全国中学校ゴルフ選手権春季
大会 中部地区予選 男子の部 優勝

文化表彰

高取小 吹奏楽部



部長
深沢真鈴さん

たくさん練習を
し、いい結果を残
すことができ
うれしかったです。



CBCラジオ主催「こども音楽コンク
ール」中部日本決勝大会
小学校管楽合奏部門 優秀賞第3位

文化表彰

吉浜小 4年
亀蔦和史さん

3月に全国大会
があるので、がん
ばっていきたく
いです。



吉浜小 4年
川上滉太さん

3月の全国大会
では、1位をめざ
してがんばりま
す。



2015ロボカップジュニア東海ブロック大会サッカーA 優勝 全国大会出場

文化表彰

南中 1年
鳥屋颯汰さん

支えてくださ
った方々へ感謝
して、これからも
がんばっていき
ます。



南中 2年
名倉和槻さん

去年逃した1位
を、今年こそと
れるようにがんば
ります。



ロボカップジュニア2015合肥世界大会サッカーライトウエイト
プライマリーリーグ第3位

文化表彰



高浜中 3年
川崎莉鈴さん

ディベートで得た議論
する力を今後の生活に
役立てていきます。



高浜中 3年
鈴木亜美さん

ディベートで得たもの
をこれからの生活に役
立てて自分をさらに成
長させます。



高浜中 3年
中野 旭さん

支えてくださった方々
への感謝を忘れず、次
の挑戦へと進んでいき
ます。



高浜中 3年
内藤大貴さん

今回の経験をもとにし
ていき、今後いろい
ろな物事に挑戦していき
たいです。

第20回東海地区中学・高校ディベート選手権 優勝 全国大会出場

アシタのたかはま研究所からの研究レポート Final

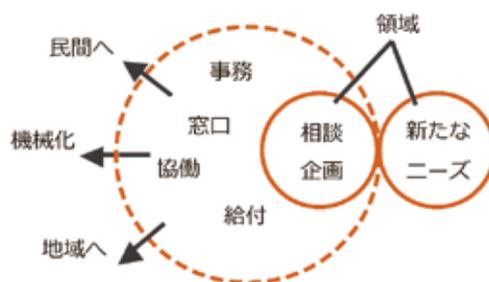
『アシタのたかはま研究所からの研究レポート』では、高浜市の現状や将来の姿についてお伝えしていきます。

変わっていく行政サービスのあり方 — 日本の労働人口の49%が人工知能やロボットで代替可能に —

(株)野村総合研究所、英オックスフォード大学 マイケルA.オズボーン准教授、カール・ベネディクト・フレイ博士の共同研究より、国内601種類の職業について、それぞれ人工知能やロボットなどで代替される確率が試算され、10~20年後に日本の労働人口の約49%が就いている職業が、それらに代替されると発表されています。市町村の行政事務員も人工知能やロボットなどによる代替可能性が高い100種の職業に含まれています。

また、今年1月から運用がスタートしたマイナンバー制度。今後は、インターネット上で個人情報のやりとりの記録が確認できる「マイポータル」など、マイナンバーがより普及していくことで、行政サービスはもっと便利になることが見込まれています。「住民票や税証明などの各種証明は不要になる」、「各種給付・医療手続きはWebで申請可能になる」、「必要な人に必要な時期に行政からの通知サービスがされる」など行政サービスの姿が変化していくと、将来は市役所に来る必要がなくなるかもしれません。

20年後に残ると推測される行政サービス

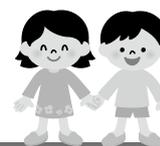


もっと便利になっていく時代の中で、変わらず“高浜らしく”あるために…

『アシタのたかはま研究所からの研究レポート』では、平成27年4月に発行した「アシタのたかはま研究所レポート」から「人口の未来」や「高浜市を取り巻く状況」などを抜粋して掲載してきました。

「アシタのたかはま研究所レポート」は、高浜市の将来人口推計をベースに、高浜市が20年後どのようなまちへと変わっていくのか、高浜市を取り巻く社会情勢はどのように変わっていくのかをさまざまな資料やデータをもとにとりまとめ、将来の行政サービスのあり方を考えていくための糸口を示すものです。

少子化・超高齢社会の到来や機械化・ICT化の進展など避けることができない未来へ今を生きる私たちができることは何でしょうか。



私たちが、子どもたちに残せるモノは、“便利な社会”だけではなく、きれいな“市役所”や“公民館”・“図書館”でもありません。

私たちが、子どもたちに残したいモノは、今まで引き継がれてきた高浜市の“伝統”や“文化”、人と人との“つながり”。本当に必要なモノは、「いつまでも住み続けたい」と感じられる『大家族たかはま』がこれからも続いていくことです。

《アシタのたかはま研究所 研究レポートは、市公式ホームページで公開しています。》

公共施設のあり方を考える

— 高浜市を次世代へ
つなぐために —

「市民説明会アンケート結果の概要」

市では、平成21年度から公共施設の老朽化問題が喫緊の課題ととらえ、公共施設のあり方検討に取り組んできました。昨年11月からは新庁舎の建設工事なども始まり、高浜市を次世代へつなぐための具体的な一歩を踏み出しています。

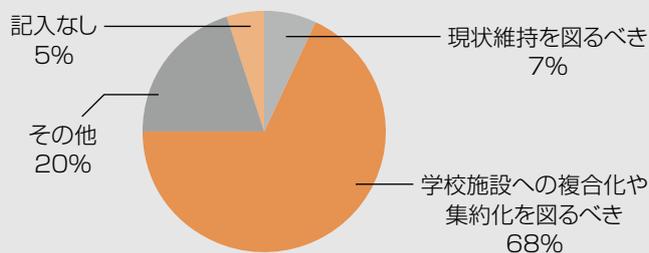
市民の皆さんと現状・課題を共有し、ともに知恵と工夫を出し合って、この問題に向き合っていくため、今回は11月から5つの小学校区で開催しました「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」のアンケートの結果について紹介します。

■ 「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」のアンケート結果（5小学校区集計）

参加者数集計一覧表（うちアンケート有効回答数317人）

開催日	学区	参加者数
11月 4日	高浜小学校区	140人
11月18日	高取小学校区	103人
12月 2日	港小学校区	122人
12月16日	吉浜小学校区	137人
1月14日	翼小学校区	91人
合計		593人

問 今後、高浜市では公共施設の複合化や集約化を図り、「学校」を地域コミュニティの拠点とした、新たなまちづくりを進めていきたいと考えています。そのことに対してあなたはどのように思いますか。



アンケートにはこんな質問が寄せられました（一部抜粋）

（1）公共施設のあり方に関する質問

質問 個々の問題点があると思いますが、施設更新についての見とおしがよくわかりました。施設の集約後の利用はどのようになるのですか。

回答 複合化・集約化後の運営については、学校関係者、利用者団体などと意見交換をして検討していきます。

（2）学校施設への複合化・集約化に関する質問

質問 学校関係者の負担が大きくなるのではと不安です。子どもが安全・安心に教育を受けられるのか心配です。

回答 学校を小学校区の住民が集う「地域のコミュニティ拠点」と位置づけ、地域の方の見守りの中で子どもたちの成長を育んでいきます。また、複合化により学校関係者の負担が大きくなるよう、セキュリティ確保を第一に考えていきます。

（3）中央公民館に関する質問

質問 中央公民館の廃止を計画に位置づけたのは、利用者が少なく、維持費と収入が合っていないからですか。

回答 中央公民館は、建築後35年を経過し、大規模改修の時期を迎えており、継続使用するためには、多額の改修費が必要な状況です。また、ホールの利用については、300席以上の利用は年間30回程です。利用している方には不便をおかけしますが、持続可能な財政運営を第一に考え、機能を高浜小学校体育館へ移転することを考えています。

◆公共施設のあり方検討に関する詳しい内容は、市公式ホームページのトップバナー「公共施設マネジメント」をクリック！
連載は今回でいったん終了します。4月以降も進捗状況などについて随時お知らせしていきます。

問合せ先 困行政グループ ☎52-1111（内線351）

広報1月1日号にて、高浜小学校区における公共施設のあり方について、めざす姿や取り組みの方向性などについて紹介しました。

このたび、高浜小学校の建替えや他施設の機能の複合化についての基本的な考え方が「高浜小学校等整備事業基本計画」としてまとまりましたので、その概要を紹介します。

学校を地域コミュニティの拠点に！ 高浜小学校等整備事業 基本計画の概要

問合せ先 園学校経営グループ ☎52-1111(内線350)
園行政グループ ☎52-1111(内線351)

■整備事業 実施の背景

(1)校舎などの老朽化

- ・南校舎は築57年、北校舎は築49年が経過（躯体・外壁の欠落などが発生）
- ・体育館は築46年が経過

(2)施設更新の大きな波に備え、機能を複合化・集約化

- ・市内には耐震対策が未実施の施設や老朽化が進んでいる施設などが多くある。
- ・人口構造の変化などを見据え、学校の建替えにあわせて集会施設などの機能を移転するなど、施設を複合化・集約化することにより、施設総量をコンパクトにしながら運営の中身を充実させていくことが大切

施設全体の抜本的な
対応が必要!

【整備にあたっての基本的な考え方】

学校を、子どもから高齢者まで、小学校区の住民が集う「地域コミュニティの拠点」と位置づけ、将来を担う子どもたちの学び舎として、地域ぐるみで子育て・子育てを支えていくための環境の充実をめざす。

■検討の主なあゆみ

H23	<ul style="list-style-type: none"> ・「高浜市公共施設マネジメント白書」の作成 ・「高浜市教育基本構想」の策定 <p>→地域ぐるみで子どもを育むための学校施設のあり方や、教育施設複合化の検討などが位置づけられる</p>
H24	市民・有識者を交えた「高浜市公共施設あり方検討委員会」において、公共施設の今後の方針についての提言が提出される
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育環境整備検討委員会」（教職員などで構成）を設置（H26～「学校施設検討部会」） <p>→学校施設に関わる基本性能や機能の複合化・集約化などについて、具体的な検討を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい地域活動拠点の形成を目指して」とした基本方針を公表 <p>→市庁舎・高浜小学校の整備に関する基本的な考え方を示す</p>
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・「高浜市公共施設あり方計画（案）」の作成 ・議会に「公共施設あり方検討特別委員会」を設置 ・小学校区単位で「高浜市公共施設あり方計画(案)説明会」を開催 <p>「高浜小学校等整備事業 市民ワークショップ」の開催(計5回) →保護者、教職員、複合化対象施設利用者などが、学校の建替えや機能の複合化・集約化のあり方などについて意見を出しあう。</p>
H27	<p>学識経験者で構成する「高浜市公共施設マネジメント推進委員会」において、高浜小学校整備や他施設の機能移転のあり方などについて協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位などで「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」を開催 <p>・「高浜小学校等整備事業説明会」を開催</p>

ワークショップや説明会における 市民の主な声

【学校に対する意見】

- ・タカハマっ子という気風あふれる学校に
- ・高浜の伝統が受け継がれている学校に

【セキュリティに関する意見】

- ・安全・安心で、学業とスポーツがのびのびできる学校に
- ・コミュニケーションとセキュリティをどうしていくかが課題



【複合施設に関する意見】

- ・子育てと教育がいっしょにできる場所、地域の方の顔がみえる学校に
- ・学校と一般利用者が共有して施設を利用する場合の利用条件の整理が必要

【防災に関する意見】

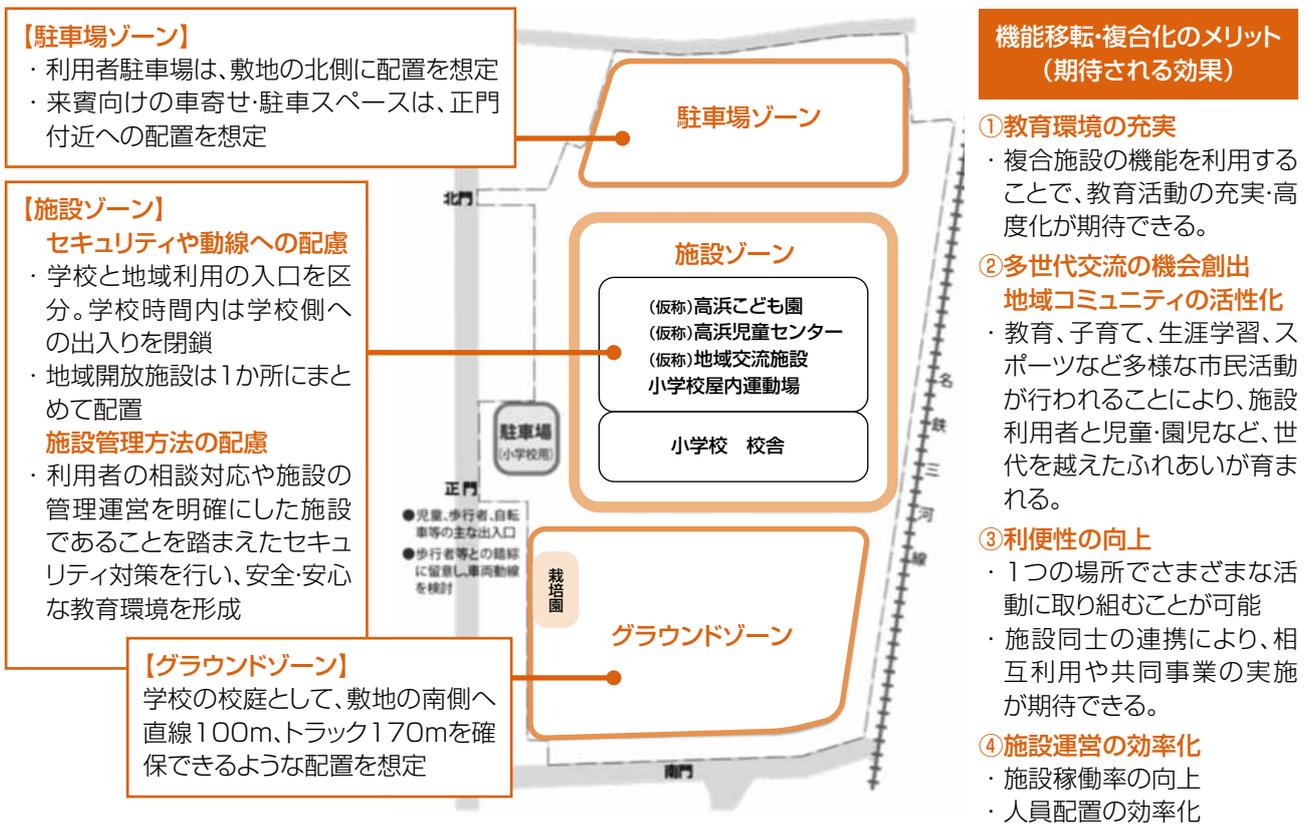
- ・体育館は防災拠点として、シャワーや資材などの設備をそろえた施設としてはどうか



■どんな小学校になる予定なの？ ～基本的な機能と規模、ゾーニングのイメージ

施設名	想定する規模	移転・複合化する機能など	
		移転・複合化する施設名	活用想定
高浜小学校	校舎：約6,800㎡ 屋内運動場：約3,500㎡ 屋外運動場：約7,000㎡	高浜小学校 中央公民館ホール機能	特別教室(例:音楽室、図工室、家庭科室)や 屋内運動場(メインアリーナ:スポーツ利用、 ホール利用)、屋外運動場は地域へ解放 ※楽屋兼控室、調光室、調整室、給湯室なども併設
(仮称) 高浜こども園	園舎：約1,400㎡ 園庭：約700㎡	高浜幼稚園	高浜幼稚園をこども園化。他施設とは合築せず、独立棟として整備
(仮称) 高浜児童センター	児童センター：約800㎡	中央児童センター 中央児童クラブ	児童センター・児童クラブの機能を移転
(仮称) 地域交流施設	屋内運動場：約1,200㎡	体育センター	・屋内運動場(サブアリーナ)を活用
	公民館：約1,100㎡	大山公民館、老人憩の家	・集会室などを活用
	地域広場：約250㎡	IT工房くりっく、ものづくり 工房あかおにどん	・小学校特別教室・工房などを活用
駐車場	200台程度	多人数のイベント開催時は校庭利用を検討	

※施設名(高浜小学校を除く。)や、想定する規模などは、今後、事業者から提案される内容によって変更する場合があります。



■今後のスケジュールは？

主な業務内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
基本計画の策定	→							
民間事業者の募集・選定	事業者から提案を募集し事業者を選定							
設計期間 (基本設計・実施設計)	設計内容に関する市民意見交換会を適宜開催							
建設工事				新施設を建設後に、現施設を解体(現施設を使いながら建替え) 新校舎 供用開始(H31.4) 小学校屋内運動場 供用開始(H32) 全施設 供用開始(H34)				

※スケジュールは、今後、事業者から提案される内容によって変更する場合があります。



「メタボリックシンドローム」ってなに?!

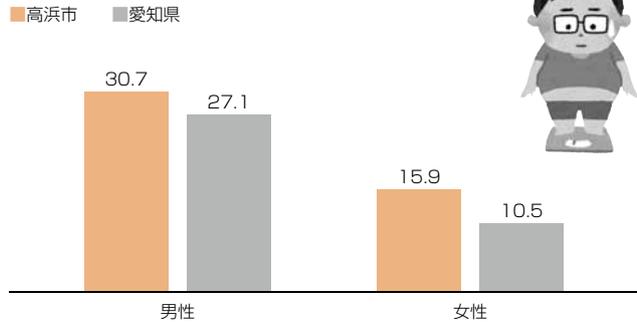
メタボリックシンドロームとは、内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態です。高浜市は愛知県平均と比べて、メタボリックシンドロームの方が多くなっています。

内臓脂肪がたまりすぎると…

- ・ 血中の中性脂肪が上がる
- ・ 血圧が上がる
- ・ インスリンの働きが悪くなり血糖値が上がる
- ・ 動脈硬化が進行する

脳卒中・心筋梗塞・糖尿病の合併症を発症!

メタボリックシンドローム判定者 (%)



平成26年度 国民健康保険加入者特定健康診査結果より
 ※メタボリックシンドロームの診断基準
 ウエスト周囲径(おへその高さの腹囲)が男性85cm・女性90cmを超え、高血圧・高血糖・脂質代謝異常の3つのうち2つに当てはまる場合

～メタボ解消!生活習慣を見直そう～

- ◆ 1日3食規則正しくとりましょう…適切なエネルギーで、バランスよく食べましょう。
- ◆ 1日+10分身体活動アップ…通勤を車から電車にする、階段を利用するなど身体を動かす習慣を作りましょう。
- ◆ 禁煙…統計では、喫煙者の肥満は非喫煙者より多いという結果が出ています。健診を受けた方で、メタボリックシンドローム・予備軍と言われた方には、特定保健指導を実施しています。ぜひ保健師といっしょに生活習慣を見直してみましょ。

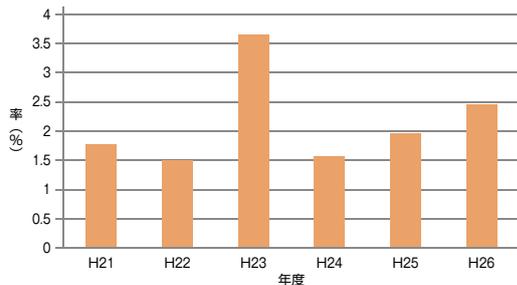
地域で見守る子育て!子育て!



性教育を考えると、性について話すことを、「恥ずかしい」と考える方が多いのではないのでしょうか。「性」とは、「性」+「生」で心が生まれるということと考えられます。性教育とは、男性、女性である前にひとりの人として必要な、「こころの教育」「人間教育」ととらえると、決して恥ずかしいものではありません。

現在、高浜市では20歳未満の妊娠届出者が増加しています。10代の妊娠では、学校を退学せざるを得なかったり、将来の夢をあきらめざるを得ない人もいます。望まない妊娠や中絶は、母(妊婦)の心と体を傷つけます。相手を思いやる気持ちや正しい知識を、こころの教育、人間教育として大人たちが子どもに伝えていくことが大切です。望まない妊娠、出産を減らすためにも、性教育は大切です。

高浜市の20歳未満の妊娠届出者の状況



将来、「お父さん」「お母さん」になるためには、からだの成長だけでなく、こころの成長も必要です。地域で子どもたちを見守りましょ。

4月の 児童センター

- 東海児童センター ☎52-5126
- 中央児童センター ☎52-3014
- 吉浜児童センター ☎52-1019
- 翼児童センター ☎54-2833

■開館日 月曜日～土曜日 ■開館時間 午前9時～正午・午後1時～5時 ■休館日 日曜日・祝日・年末年始

乳幼児親子対象の行事

随時参加可能。いずれも午前10時30分～

開催場所	日程	内容
東海児童センター	4/22(金)	【のびのびひろば】 保健師による健康相談。手形とり、身長・体重測定
中央児童センター	4/26(火)	【乳幼児親子あそび】 親子でふれあい遊びを楽しもう。
中部公園	4/21(木)	【乳幼児親子あそび】 こいのぼりを作って遊ぼう。 ※アスレチック前集合 ※雨天時：翼児童センター
	4/28(木)	【乳幼児親子あそび】 しゃぼん玉で遊ぼう。 ※雨天時：吉浜児童センター

子どもと大人の関係を考える 委員会 委員募集

…委員会メンバーからのメッセージ…

主な活動は「笑顔の写真展」を企画・開催しています。「子ども市民憲章を知る週間」における啓発の一環として、写真の撮影をとおして、子どもと大人の視点の違いを発見したり、家族や地域での絆を深めるきっかけづくりにつながれば…と考え、みなさんの笑顔がいっぱいの写真を募集し、市内各所で作品の展示を行っています。

笑顔の写真展を初めて知った方、知っていたけど応募しなかった方、毎年夏に募集していますので、今から写真を撮りためて、これぞという写真を応募してみてください。

みんなの力で高浜市に笑顔の花を咲かせましょう！
質問など、気軽に問い合わせてください。



委員長
古橋知美



■「子どもと大人の関係を考える委員会」とは？

市では、子どもも「高浜市の一員」として尊重し、子どもと大人がお互いの視点の違いを理解しながら、市民としてともに力を合わせて地域を支え合っていくことをめざして、平成15年に「たかはま子ども市民憲章」を制定しました。

委員会では、憲章に定められた趣旨を多くの方々へ伝え、広めていくための活動を行っています。

- 任 期 2年
- 会議回数 年4回（予定）
- 内 容 笑顔の写真展開催企画について など
- 対 象 子育て・子育てに関心のある方
- 募集期限 4月28日(木)
- ※応募方法など詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 子どもと大人の関係を考える委員会事務局（困文化スポーツグループ内）
☎52-1111（内線330）

【予防接種】

対象者：接種時点で高浜市に住民票がある方

接種場所：実施医療機関（詳しくは、各予防接種の案内文で確認してください。）

持ち物：母子健康手帳、接種する予診票、健康保険証、子ども医療費受給者証 ※母子健康手帳はかならず持参してください。

接種期間：通年

その他：実施医療機関に問い合わせをして接種してください。転入した方は、連絡してください。

<予防接種の広域化について> かりつけ医が高浜市外にある場合など、定期予防接種が県内の医療機関で受けることができるようになりました。詳しくは、保健福祉グループに問い合わせてください。

定期予防接種種別		対象年齢	備考
B C G	1回	1歳に至るまでの児	※生後5か月に達したときから生後8か月に達するまでの期間を標準的な接種期間とします。
4種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	初回3回 追加1回	生後3か月～7歳6か月に至るまでの児 ※追加接種は、初回接種(3回)終了後、1年～1年6か月後に接種	
M R (麻しん・風しん混合)	1期	1歳～2歳に至るまでの児	※1歳の誕生日を迎えたら、優先的に接種しましょう。
	2期	年長に相当する年齢の方 (平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)	※接種期間:平成28年4月～平成29年3月 ※なるべく早く受けてください。
DT(ジフテリア・破傷風混合)	2期	小学6年生(平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ)	※接種期間:平成28年4月～平成29年3月 ※なるべく早く受けてください。
日本脳炎	1期 初回2回 追加1回	3歳～7歳6か月に至るまでの児 ※追加接種は、初回接種(2回)終了後おおむね1年後に接種	※今年度9歳になる子について、第2期の接種勧奨を行っています。9歳に達したら接種してください。 ※平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方で第2期が未接種の方へ積極的勧奨を行います。 ※積極的勧奨以外の対象者(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ)で20歳未満の方は、希望があれば接種できます。
	2期 1回	9歳以上13歳未満の方	
ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)	初回開始月齢に応じ接種回数が異なる	生後2か月～5歳に至るまでの児	※開始が生後2か月～生後7か月に至るまでの場合：初回3回(1歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が生後7か月に至った日の翌日～1歳に至るまでの場合：初回2回(1歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が1歳に至った日の翌日～5歳に至るまでの場合：1回
小児用肺炎球菌ワクチン			※開始が生後2か月～生後7か月に至るまでの場合：初回3回(2歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が生後7か月に至った日の翌日～1歳に至るまでの場合：初回2回(2歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が1歳に至った日の翌日～2歳に至るまでの場合：2回 ※開始が2歳に至った日の翌日～5歳に至るまでの場合：1回
水痘ワクチン	2回	1歳～3歳に至るまでの児	※水痘にかかったことがある場合は対象外です。 ※任意接種で受けた回数は定期接種として受けた回数に含まれます。
子宮頸がん予防ワクチン	厚生労働省より平成25年6月14日付けで「子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。」と勧告がありました。接種にあたっては、有効性とリスクを理解したうえで受けてください。		

【衣浦東部保健所行事】

問合せ先 衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場：衣浦東部保健所

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	13日(水)	9:00～11:30	糖尿病・脂質異常症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。	※衣浦東部保健所へ電話予約
こころの健康医師相談(精神科医師)	22日(金)	14:00～16:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。	
骨髄バンクドナー登録	毎週火曜	9:00～11:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳～54歳の健康な方	予約不要
エイズ抗体検査	毎週火曜(26日を除く。) 第1・3月曜	9:00～11:00 18:00～19:00	匿名で検査ができます。	

28年 4月の 保健 ガイド

まこと
上野 誠くん(芳川町)ゆい
朝山 唯ちゃん(湯山町)

各健診の受付時間はか
ならず守ってください。
受付時間を過ぎた場合
は、次回の健診の受診
となります。

問合せ・相談は
いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871
*年間スケジュールは市公式ホームページに掲載しています。

お知らせ

- ・乳幼児健診・相談などは、受付時間の10分前に開場します。
- ・駐車場は三河高浜駅西立体駐車場を利用してください。駐車券をお渡しします。

【乳幼児・妊婦】 ★印については、個別通知をします。

会場：いきいき広場

種別	日程	受付時間	対象	持ち物	備考
4か月児健診 離乳食講習	15日(金)	12:00 ~13:30	★平成27年12月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・バスタオル	図書館より絵本の紹介と貸出しを します。パパ向けに「パパさろん」 を行っています。
1歳6か月児健診 フッ化物歯面塗布	27日(水)		★平成26年9月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ	※歯みがきを済ませてきてくださ い。 ※フッ化物歯面塗布は、希望児の み実施(料金 300円)
2歳児・2歳6か 月児歯科健診、フ ッ化物歯面塗布	8日(金)		(2歳児) 平成26年3月生まれ (2歳6か月児) 平成25年9月生まれ	・母子健康手帳 ・歯ブラシ	
3歳児健診	6日(水)		★平成25年3月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ	※歯みがきを済ませてきてくださ い。
5歳児健診	20日(水)	対象者に通知		※手鏡、コップ、タオ ル(5歳児のみ)	
ちびっこ相談	25日(月)	9:30 ~10:30	0歳~就学前のお子さん とその家族		※歯科相談を希望の方は歯ブラシ を持参
発達相談	4日(月)	要予約	就学前のお子さんとその 家族	・母子健康手帳	希望される方は保健福祉グループ へ問い合わせてください。
言語相談	13日(水)	要予約	就学前のお子さんとその 家族		
ママプチさろん	14日(木)	9:50 ~10:00	妊娠した方	・母子健康手帳 ・母子健康手帳副読本	※保健福祉グループへ電話予約
こんにちは!あか ちゃん訪問	随時	随時	生後4か月未満の赤ちゃん のいるすべての家庭 (里帰り出産者も可)	・母子健康手帳 ・タオル	留守番電話に伝言が残っていた 方、里帰り中で市内に不在の方は 連絡してください。
母子健康手帳交付	5日(火) 12日(火) 19日(火) 26日(火)	9:00 ~9:20	妊娠した方とその家族 ※妊娠に気づいたら早め に医療機関を受診しま しょう。	・医療機関などで妊娠 届出書を受け取った 方は持参 ・外国籍の方は在留カ ード(外国人登録証 明書)などを持参	※予約不要 ※初産婦さんは9:30~10:00に プレママ教室があります。 ※日程の都合の悪い方は保健福祉 グループへ連絡してください。 ※できるだけ妊娠11週までに届 出をしましょう。

【成人】

会場：いきいき広場

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	19日(火)	13:30~ 15:30	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの予防を 目的とした、管理栄養士による食生活や栄養面 に関する相談(1人30分程度)	※保健福祉グループへ電話予約

衣浦東部広域連合NEWS

◆広域連合議会

平成28年第1回衣浦東部広域連合議会定例会が、2月9日に広域連合議場(刈谷市役所)において開催されました。

議会では、一般質問のほか、行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定をはじめ8件の条例制定、平成27年度一般会計補正予算(第2号)、平成28年度衣浦東部広域連合一般会計予算など、計10件の議案が原案どおり可決、成立しました。

◆平成28年度衣浦東部広域連合一般会計予算

歳入歳出総額は、64億5,900万円で、主に高機能消防指令センター総合整備事業に係る経費により、前年度より14億6,400万円、約29.3%の増額となりました。

今後も圏域にお住まいの皆さんの安全・安心を守るため、消防活動の一層の充実を図ります。



【歳入】

科目	金額(千円)	内 容
分担金及び負担金	5,548,246	構成市からの負担金
使用料及び手数料	14,867	消防関係許可の手数料など
国庫支出金	3	
県支出金	42	煙火消費許可事務などに係る交付金
財産収入	538	財産の貸付収入
寄附金	1	
繰越金	50,000	前年度剰余金
諸収入	10,103	防火管理講習料など
連合債	835,200	借入金
合計	6,459,000	

【歳出】

科目	金額(千円)	内 容
議会費	2,336	広域連合の議会運営に必要な費用
総務費	213,751	連合事務所の維持管理、人事管理などの総務関係に必要な費用
消防費	6,212,837	消防署、消防車両、消防団、消防水利などに必要な費用
公債費	10,076	消防施設・設備整備の借入金償還費用
予備費	20,000	
合計	6,459,000	

問合せ先 衣浦東部広域連合事務局総務課 ☎63-0131

4月の 休日等在宅当番医



☆高浜市医師会 <診療日>日曜および祝日 <診療時間>9:00~12:00、13:30~17:00

3日	岩井内科クリニック	二池町	☎54-1019
10日	猪塚皮膚科	沢渡町	☎52-5211
17日	高浜愛レディースクリニック	湯山町	☎54-5161
24日	つばさクリニック	神明町	☎54-5283
29日	きめうら整形外科・泌尿器科	神明町	☎54-5255

☆高浜市歯科医師会 <診療日>日曜 <診療時間>9:00~12:00

3日	森歯科医院	青木町	☎52-0888
10日	森田歯科医院	沢渡町	☎52-2336
17日	稲垣歯科医院	稗田町	☎52-5611
24日	ユヤマデンタルオフィス	湯山町	☎54-0007

都合により変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。

診療時間外に、急病などで受診が必要なときは、

救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)にお問い合わせください。

衣浦東部広域連合 平成27年中の火災発生状況と救急統計

■火災発生状況

火災件数は126件で、前年と比べると39件減少しています。

区分	火災種別(件)				合計	焼損床面積(m ²)	損害額(千円)	死者(人)	負傷者(人)
	建物	車両	船舶	その他					
H27	71	18	1	36	126	3,016	350,374	4	12
H26	98	14	1	52	165	3,367	542,176	4	16
増減	▲ 27	4	0	▲ 16	▲ 39	▲ 351	▲ 191,802	0	▲ 4

出火原因別では「放火(放火の疑い含む。)」が26件で第1位。次いで「こんろ」9件、「たばこ」8件の順となっています。

火災件数の減少や被害の軽減には住宅用火災警報器の効果があると思われます。まだ設置していない家庭は1日も早く設置し、すでに設置している家庭でも定期的に点検をしましょう。

また、放火(疑い含む。)が出火原因の第1位です。放火されない環境づくりを心がけましょう。



順位	出火原因	件数
1	放火(放火の疑い含む。)	26
2	こんろ	9
3	たばこ	8
4	ストーブ	5
4	電気機器	5
6	配線器具	4
	その他	69
計		126

■救急統計

救急出動件数は20,640件で、前年と比べると97件増加しています。

また、救急搬送人員については、19,415人で、前年と比べると113人増加しています。

衣浦東部広域連合とは、碧南市・刈谷市・安城市・知立市および高浜市の5市が設立している広域連合(消防組合)であり、この報告は5市全体の合計です。

救急出動件数(件)				
事故種別	H27	H26	増減	
火災	107	108	▲ 1	
自然災害	4	1	3	
水難	15	10	5	
交通事故	2,003	2,134	▲ 131	
労働災害	198	179	19	
運動競技	131	130	1	
一般負傷	2,584	2,579	5	
加害	89	121	▲ 32	
自損行為	222	238	▲ 16	
急病	13,908	13,673	235	
その他	転院搬送	1,289	1,298	▲ 9
	医師等搬送	3	2	1
	資機材輸送	0	0	0
	その他	87	70	17
合計	20,640	20,543	97	

救急搬送人員(人)				
事故種別	H27	H26	増減	
火災	11	17	▲ 6	
自然災害	5	1	4	
水難	4	4	0	
交通事故	2,027	2,149	▲ 122	
労働災害	196	175	21	
運動競技	132	132	0	
一般負傷	2,450	2,463	▲ 13	
加害	77	105	▲ 28	
自損行為	159	173	▲ 14	
急病	13,047	12,773	274	
その他	転院搬送	1,307	1,310	▲ 3
	医師等搬送			
	資機材輸送			
	その他			
合計	19,415	19,302	113	

雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金制度を利用してください

近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加してきています。

雨水流出の抑制のため「雨水貯留・浸透施設」を設置する方に工事費の一部を補助する制度です。

補助対象施設		補助金額
区分	規格	
貯留槽 (雨水タンク)	容量200リットル以上	1基あたり22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透ます	内幅20cm以上	1基あたり6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透管	内径5cm以上	1mあたり1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
透水性舗装	路盤材厚10cm以上	1㎡あたり1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
※貯留槽(雨水タンク)、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。		
浄化槽転用貯留槽	浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合	転用費用の2/3の金額で、10万円を上限とした金額
※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。		

対象 市内の宅地などに雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置する方
期待される効果

- ・雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減します。
- ・雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。
- ・貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができ、水資源の節約になります。



問合せ先 団上下水道グループ ☎52-1111 (内線292)

合併処理浄化槽補助金制度が変わります

4月1日(金)より今までの「設置整備事業補助金制度」が「転換整備事業補助金制度」に変更となります。単独浄化槽、汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換が対象となります。

なお、補助金の対象地域は、下水道事業認可区域以外です。

問合せ先 団上下水道グループ ☎52-1111 (内線292)

平成28年4月から「障害者差別解消法」が始まります

◆「障害者差別解消法」とは

「障がいを理由とした差別」をなくす法律です。国・県・市などの行政機関や、会社・お店などの民間事業者における障がいを理由とした差別をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

◆障がいを理由とした差別とは？

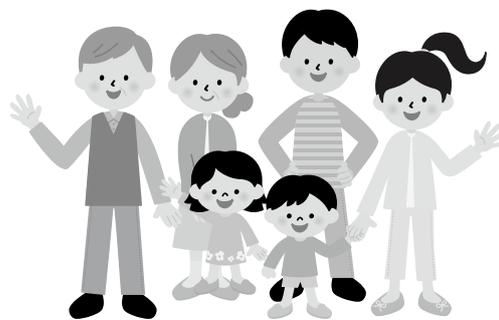
①不当な差別的取扱い・・・障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することは禁止されます。ただし、ほかに方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

<不当な差別的取扱いの例>

- ・障がいを理由にスポーツクラブに入れない、アパートを貸してくれない。
- ・車いすを理由にお店に入れない。

②合理的配慮・・・それぞれの障がいに合った必要な工夫ややり方を負担になりすぎない範囲で行うことです。

- ・車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをする。
- ・障がいの特性に応じた手段（筆談・読みあげなど）で対応する。
- ・難しい漢字にふりがなをつける。



問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎52-9871

「タカハマ!まるごと宝箱」開催スケジュール

■ふたたび、花見しよう！

桜の見所ポイントをまとめたパンフレットをもとに、市内を回ります。

とき 4月2日(土)午前9時～正午
集合場所 市役所玄関前



高浜にまつわる
さまざまな「こと」「もの」
などを探しています！

文書や資料、写真、皆さんの記憶に残っている高浜の魅力、
どんな情報でも結構です。気軽にお寄せください。

(聞き取りに伺う場合があります。)

問合せ先 団文化スポーツグループ ☎52-1111 (内線300)

お知らせ
情報ファイル
催し・募集

情報ファイル

Information File

税

高浜市は
振替納税宣言のまちです

◆市税の納め忘れはありませんか

市県民税や固定資産・都市計画税、国民健康保険税などの納め忘れはありませんか。

税金は、自主的に納期限までに納めていただくもので、税金により市の事業は運営されています。

納期限までに納めていただけない方には、督促状や催告書などで自主納付を促していますが、それでも納めていただけない方には、市税などを納付された方との公平を保つため

に、財産を差し押さえることとなります。

納期限までに納めることのできない方は、未納のままにしておかず、すぐに税務グループに相談してください。

◆便利で確実な口座振替の利用を

「口座振替」は、納期ごとに市税などを金融機関や市役所の窓口に向いて納付するわずらわしさを省き、あなたの預金口座から自動的に納付する方法です。この制度を利用すると、納期内に納めることができます。特に仕事が忙しい方や共働きの方など、時間に余裕のない方にはとても便利です。

◆申込方法 通帳（口座番号）と印鑑

（お届け印）を持参のうえ、税務グループが市内金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）で申込

※口座振替の開始は、申込みから2か月後

◆市税がコンビニで納められます

市税が専用のバーコード入りの納付書で、コンビニエンスストアで納められます。

対象となる方には年度当初の納税通知書などに利用案内を同封しますので利用してください。

なお、納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは利用でき

ず、納付書裏面記載の取扱金融機関か、市役所窓口での利用となりますので、注意してください。

対象税目など 個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
※1回の納付額が30万円以下の場合にかぎる。

問合せ先

困税務グループ

☎5211111（内線241・243・259）

善意をありがとうございました

ございました

（敬称略）

市へ

高桑雄司（高浜電工株式会社）

◆平成28年度市税などの納期限一覧表

区分 年月	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
28年 4月				1期 (5/2)	1期 (5/2)	
5月		1期-全期 (5/31)	全期 (5/31)			
6月	1期-全期 (6/30)			2期 (6/30)	2期 (6/30)	
7月		2期 (8/1)				1期 (8/1)
8月	2期 (8/31)			3期 (8/31)	3期 (8/31)	2期 (8/31)
9月						3期 (9/30)
10月	3期 (10/31)			4期 (10/31)	4期 (10/31)	4期 (10/31)
11月				5期 (11/30)	5期 (11/30)	5期 (11/30)
12月		3期 (12/26)		6期 (12/26)	6期 (12/26)	6期 (12/26)
29年 1月	4期 (1/31)			7期 (1/31)	7期 (1/31)	7期 (1/31)
2月		4期 (2/28)		8期 (2/28)	8期 (2/28)	8期 (2/28)
3月						

土地価格等縦覧帳簿・ 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成28年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

土地価格等縦覧帳簿には所在地番、地目、地積、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)

※土・日曜日、祝日は除く。

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 市役所1階税務グループ窓口

縦覧できる方 納税者、同居の家族および納税管理人

※そのほかの人は委任状が必要
※申請者の本人確認をするため、証明できる書類(運転免許証など)を提示

課税明細書の送付・課税台帳の閲覧時期 4月上旬(予定)

問合せ先

税務グループ

☎52-1111(内線244・245)

医療

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年(15歳)の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学する子の家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付します。

(就学前の子は、現在持っている子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。)

また、3月に中学校を卒業する子は、3月31日(木)をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日(金)以降医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、他の福祉医療を受給している方は除く。)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還をお願いします。

※保険証など変更があった場合は、かならず届出をしてください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-1111(内線227)

国民健康保険税随時分の納期限は 3月31日(木)です

～かならず納期限内に納めましょう～

随時分の納付は、2月中に国保に加入したり、所得の修正申告を行った世帯などが対象です。

☎納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要もありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先

金融機関もしくは市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替の開始は、申込から2か月後になります。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-1111(内線261・262)

『後期高齢者医療被保険者の医療費に 充てられる大切な財源』 後期高齢者医療保険料随時分の納期限は 3月31日(木)です

～かならず納期限内に納めましょう～

●対象者

- 平成28年1月中旬に
- ①75歳になった方
- ②障がい認定により、後期高齢者の資格を取得した方
- ③後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入した方

※対象者には、平成27年度の「後期高齢者医療保険納入通知書」を3月中旬に送付します。

●納付窓口

- 最寄りの金融機関
- 市役所内指定金融機関(1階1番窓口)

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-1111(内線227・217)

し尿

4月のし尿収集

4月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

平成28年4月 し尿収集作業日程表

月 日	曜日	区 域	月 日	曜日	区 域
4月1日	金	青木町	16日	土	
2日	土		17日	日	
3日	日		18日	月	本郷町
4日	月	青木町	19日	火	
5日	火	春日町	20日	水	呉竹町
6日	水		21日	木	呉竹町 屋敷町
7日	木	湯山町 神明町 沢渡町	22日	金	屋敷町
8日	金	稗田町	23日	土	
9日	土		24日	日	
10日	日		25日	月	向山町
11日	月	二池町	26日	火	
12日	火		27日	水	向山町 小池町
13日	水	二池町	28日	木	小池町 新田町 八幡町
14日	木	芳川町 碧海町	29日	金祝	論地町 清水町
15日	金	田戸町	30日	土	

作業は、天候などの理由で2〜3日前後することがあります。

連絡先（収集業者）

高浜衛生(株)

☎53-0516

問合せ先

岡市民生活グループ

☎52-1111（内線263）

福祉

居宅介護支援券の有効期限は3月31日(木)です

紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品の購入や理・美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業（一部の内容を除く）、シルバー人材センターの家事援助事業（一部の内容を除く。）などに利用できる「居宅介護支援券」の利用は3月31日(木)までです。
現在お持ちの支援券については3月中に使用してください。

市障害者扶助料・市遺児手当 受給者の方へ 手当を振り込みます

平成27年度後期分の市扶助料・市遺児手当を3月31日(木)に振り込みます。

記帳などで確認し、振込がない場合は、至急連絡してください。

また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、いきいき広場内介護保険・障がいグループで手続きをしてください。

障がいのある方 タクシー料金を助成

対象

- ・身体障害者手帳1〜3級の方
- ・療育手帳A・B判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除く。

助成額など 基本料金とお迎え料金を原則として月2回（週あたりの通院回数に応じて変わります。）

申込方法 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、介護保険・障がいグループで申請

申込期間 3月25日(金)から随時

利用可能期間 4月1日(金)から1年間

※4月1日(金)より前の利用は不可

* * *

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎52-9871

その他

自衛官募集

◆予備自衛官補 応募資格

- ① 一般公募：18歳以上34歳未満（平成28年7月1日現在）
- ② 技能公募：18歳以上55歳未満（平成28年7月1日現在）

※所定の国家免許資格などを有する者

受付期間 4月8日(金)

試験日 4月15日(金)～19日(火)の指定する1日

合格発表 5月20日(金)

◆自衛隊幹部候補生 応募資格

- ① 大学程度試験：20歳以上26歳未満（平成29年4月1日現在）
- ② 大学院卒者試験：20歳以上28歳未満（平成29年4月1日現在）

受付期間 5月6日(金)

一次試験日 5月14日(土)・15日(日)
※15日(日)は、飛行要員を希望する者のみ

一次試験科目 筆記試験（一般教養・専門試験）

一次試験合格発表 6月3日(金)

二次試験科目 小論文試験、口述試験、身体検査

問合せ先

自衛隊安城地域事務所

☎74-68894

ガラスの巣作りによる 停電防止に協力を

中部電力からのお願い

毎年3月～5月に、ガラスの巣作りがピークとなります。金属製ハンガーなどを使うことがあり、電柱の上に巣を作ると、漏電やショートで広範囲な停電が発生させるおそれがあります。中部電力ではパトロールを強化していますが、皆さんからの協力もお願いしています。

◆金属製ハンガー・針金などを物干し竿やごみ捨て場に放置しないでください。

◆電柱の上にガラスの巣を発見したら、中部電力まで連絡してください。

問合せ先

中部電力(株)刈谷営業所

☎0120-9855-620

information

碧南警察署からのお知らせ

警察官や警察職員は、県民の生活を守り、支え、より豊かなものにするために仕事をしています。すべては人々のために、そしてこれから生まれ、育っていく子どもたちの明るい未来のためにという使命感や誇りをもって働いています。

試験の種類・程度	受験案内・申込書の配布開始日	受付期間	第1次試験	第2次試験
警察官(A)第1回 (大学卒業程度)	配布中	4月 1日(金) ～ 20日(水)	試験日 5月8日(日) 合格発表日 5月20日(金)	試験日 6月 4日(土)～21日(火) 最終合格発表日 8月10日(水)
警察官(A)第2回 (大学卒業程度) 警察官(B) (高等学校卒業程度)	7月 1日(金)	8月15日(月) ～ 9月 2日(金)	試験日 9月18日(日) 合格発表日 10月3日(月)	試験日 10月 8日(土)～24日(月) 最終合格発表日 12月14日(水)
第1回警察職員 (大学卒業程度)	4月19日(火)	4月20日(水) ～ 5月25日(水)	試験日 6月26日(日) 合格発表日 7月14日(木)	試験日 7月23日(土)～8月 4日(木) 最終合格発表日 8月22日(月)
第2回警察職員 (高等学校卒業程度)	6月28日(火)	8月15日(月) ～ 31日(水)	試験日 9月25日(日) 合格発表日 10月7日(金)	試験日 10月17日(月)～19日(水) 最終合格発表日 11月 9日(水)

問合せ先 碧南警察署 ☎46-0110



大山桜ものがたり

文化協会では、春の一日を楽しく過ごしていただくため、催しものを用意しています。

◆大山緑地の特別桜撮影会

日 4月3日(日)

午前9時30分～正午

(小雨決行・雨天中止)

場 大山緑地園内全域

※撮影会受付は、春日神社拝殿前広場

場

※参加資格／どなたでも

他

- ・カメラはアナログ、デジタル不問
- ・応募サイズは四つ切
- ・そのほかの規定は、当日配布するチラシを参照
- ・3月19日(日)～4月10日(日)の撮影写真も可

◆文芸コンクール

日 4月3日(日)

午前10時～午後3時

- ※俳句、短歌、川柳の作品募集
- ※春日神社神楽殿前に投稿箱設置

◆市民茶会(野点)

日 4月3日(日)

午前10時～午後3時

場 春日神社拝殿前広場
(雨天の場合は春日庵)

費 呈茶券代／300円

◆邦楽大会

日 4月3日(日)

午前11時～午後3時

場 春日神社神楽殿

(雨天の場合は中止)

* * *

問 文化協会(女性文化センター内)

☎52-20003

大山緑地

千本桜ライトアップ

日 3月28日(月)～4月10日(日)

午後6時～9時30分

問 高浜まちづくり協議会

(午前9時～午後5時)

☎87-9112



エクササイズ教室

音楽にあわせて歩きながら、筋力アップ体操などを行います。

最近「足腰が弱くなった」「体力が落ちてきた」と感じている方、みんなで楽しく身体を動かしましょう。

日 4月～9月の第2・4木曜日
(全12回)

午後1時30分～2時30分

場 吉浜公民館

募 市民20人程度

費 2,000円(12回分)

持 タオル、飲料、運動しやすい服装と運動靴

申 3月31日(木)までに電話で申込

※途中からの参加可

申 問い合わせ広場内保健福祉グループ

☎52-60071



司法書士会による無料登記相談会

日 4月2日(土)

午前9時～11時

場 市役所1階市民相談室

内 土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法人登記についての相談会(税金の相談を除く。)

申 3月29日(火)午後4時までにかからず電話で予約

※予約のない方は受けられません。

問 愛知県司法書士会西三河支部所属
予約担当司法書士 浅岡洋隆

☎52-8471

(平日 午前9時～午後5時)

(平日 午前9時～午後5時)

休館日・開館時間などを変更します

高齢化の進展による社会保障費の増大などにより、本市の財政状況は今後大変厳しくなっていくことが予想されます。このような状況のもと、美術館の運営については、かぎられた財源の中で、これまでの美術品鑑賞の場から、市民参画型の美術館への転換を図り、地域に根づき、市民の皆さんに身づくりに感じられるような運営をめざしてまいります。

それに伴い、4月1日(金)より、休館日・開館時間などが変更になります。

	変更前	変更後
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日） 12月28日～1月1日	月曜日・火曜日（祝日の場合は翌平日） 12月27日～1月3日 ※特別展開催時は火曜日も開館
開館時間	午前9時～午後5時 （施設利用は午後9時まで）	午前10時～午後5時 （施設利用は午後9時まで）
陶芸創作体験 絵付体験開催日	休館日以外の毎日	開館日の金曜日・土曜日・日曜日 ※12月・1月は全日休業 ※5月3日～5日は開催

かわら美術館 企画展

「関野準一郎 東海道五十三次」開催

関野準一郎（1914–1988）は、日本版画協会、国画会などで活躍した日本の現代木版画の第一人者で、海外の大学で木版画の指導にあたるなど、国際的にも活躍した作家です。

関野の作品は家族や著名人の肖像、数々の版画本など多彩ですが、最も力を注いできたのは各地の街道をはじめとした風景画でした。なかでも、青森生まれの関野を魅了したのは、雪国ではあまりみられない瓦屋根の風景であったといえます。

本展では、当館がこれまで収集してきた、1975年に芸術選奨文部大臣賞を受賞した関野の代表作である「東海道五十三次」のシリーズ全55点をはじめ、世界各地の^{いしか}麓を題材にした「麓12題」などを展示します。風景に魅せられた版画家、関野準一郎の世界をお楽しみください。



▲東海道五十三次「関」 1969年



▲東海道五十三次「保土ヶ谷」 1972年

開催期間 4月2日(土)～5月15日(日)

観覧時間 午前10時～午後5時（観覧券の販売は午後4時30分まで）

観覧料 高校生以上200円（160円）、中学生以下無料

※（ ）内は、高浜市内在住の方、または20人以上の団体料金

休館日 月曜日、火曜日、5月6日(金)（ただし、5月3日(火・祝)は開館）

関連行事

ギャラリートーク

とき 4月23日(土)、5月15日(日) 午後2時～

ところ かわら美術館展示室内 ※参加無料（ただし当日観覧券が必要）

問合せ先 かわら美術館 ☎52-3366

あの日(3.11)を忘れないで
宮城県岩沼市から

応援し続けています！

派遣職員として勤務する高浜市職員からのレポート

平成23年3月11日、太平洋沖で発生した巨大地震は東北地方に未曾有の災害をもたらしました。

この「東日本大震災」による死者は1万5千人にのぼり、5年の歳月を経た今でも避難生活を余儀なくされている方がいます。また、東北の海の恵みなど豊富な名産品も風評被害にさらされています。

宮城県の南部、太平洋を臨む岩沼市は、東北の玄関口である仙台空港を有した人口約4万4千人の商工業都市です。津波により市の約半分が浸水、200人近くの方がお亡くなりになりました。

高浜市では、福祉自治体ユニット※の要請を受け、職員を派遣し、復興支援を通じて岩沼市との交流を続けています。

※住民サイドの福祉行政を進める市区町村長の会

高浜市職員・篠田彰

岩沼市健康福祉部介護福祉課勤務

着任時、私の前に岩沼市へ技師として派遣された職員からは「実際に見る光景は想像を超えていた。」と聞きました。「復興の現場は膨大な業務量を抱えています。それでも皆さん復旧・復興に向けて懸命に取り組んでいる姿が印象的でした。」とも。今では、岩沼市は宮城県内で最も早く復興計画を策定し、1日でも早い復興に向けて取り組んでいます。

平成26年4月より、高浜市からは土木技師に代わり保健師が派遣され、現在は私が介護福祉分野のお手伝いに来ています。定められた派遣期間ですが、私自身多くの経験を得ることとなりました。

「高浜市」と「岩沼市」。災害支援から始まった「絆」が月日と共に深まっていることを感じながら職務にあたっています。



復興の象徴 千年希望の丘

災害で発生したガレキなどを活用して築造するプロジェクトにより、東日本大震災での津波の高さ8mよりも高く造成された「千年希望の丘」。災害時の避難場所になるとともに、津波の力を減衰させる津波避けとなります。5月28日(土)に開催される「第4回千年希望の丘植樹祭」では約10万本の苗木を植える予定です。



岩沼市の観光や
B級グルメ情報
もチェックして
みてください！

www.city.iwanuma.miyagi.jp/

「千年希望の丘」築造に寄付を
岩沼市役所 ☎0223-22-1111

会計課 (内線212~215)

総務課 (内線513・516)

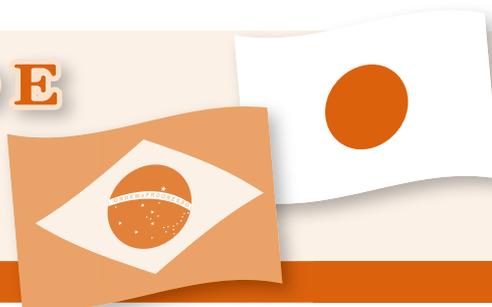


新しいまちもうまれています

昨年7月、被災した6地区の住民の集団移転地として整備してきた玉浦西地区のまち開きが催されました。約300戸、800人が新しいまちで暮らしています。

PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



Realize os trâmites de mudança de endereço o mais breve possível!

住所異動の手続きはお早めに

Informações no balcão de atendimento da prefeitura municipal de Takahama ☎ 52-1111 (ramal 214 e 218)

◆Horário de atendimento nos dias da semana (segunda a sexta feira): 8:30 às 17:15 horas.

Não poderá realizar os trâmites de transferência de endereço (JYUSHO IDOU) após o horário 17h15min no expediente da semana, e nem nos sábados, domingos e feriados.

※As pessoas que comparecerem ao balcão de atendimento para a notificação de mudança de endereço, deveram apresentar imprescindivelmente documento de identificação (Identidade).

Categoria	Tennyu Mudança para Takahama *Mudança de outro município para Takahama	Tenshutsu Mudança para outro município *Quando sair de Takahama mudando para outra cidade (Será emitido atestado de transferência Tenshutsu shoumeisho)	Tenkyo Transferência *Quando mudar de endereço dentro da cidade de Takahama.
Prazo para notificação	Notificar no prazo de 14 dias após a mudança para o município de Takahama.	Fazer a notificação à prefeitura de Takahama duas (2) semanas antes de mudar para outra cidade.	Informar à prefeitura no prazo de 14 dias, após mudar para o novo endereço.
Quem poderá realizar os trâmites:	<ul style="list-style-type: none"> •Pessoa que irá mudar. •Membro da família que irão viver no novo endereço. •Aqueles que não são da família, é necessário apresentar procuração (ININJYO). 	<ul style="list-style-type: none"> •Pessoa que irá mudar. •Membro da mesma família do requerente que esta de mudança. •Aqueles que não são da família, é necessário apresentar procuração (ININJYO). 	<ul style="list-style-type: none"> •Pessoa que irá mudar. •Membros da mesma família do requerente que esta de mudança. •Aqueles que não são da família, é necessário apresentar procuração (ININJYO).
O que trazer:	<ul style="list-style-type: none"> •Tenshutsu Shoumeisho (Emitido na cidade do endereço anterior). •Tsuuti Card ou Cartão My Number ※Será registrado o novo endereço no cartão (Cartão My Number, somente quem possuir)※ •Carimbo pessoal (Inkan) •Documento para identificação pessoal (identidade) 	<ul style="list-style-type: none"> •INKAN TOUROKUSHO (somente quem possuir registro) •Carimbo pessoal (Inkan) •Documento para identificação pessoal (identidade) 	<ul style="list-style-type: none"> •INKAN TOUROKUSHO (somente quem possuir registro) •Tsuuti Card ou Cartão My Number ※Será registrado o novo endereço no cartão (Cartão My Number, somente quem possuir)※ •Carimbo pessoal (Inkan) •Documento para identificação pessoal (identidade)

Plantão dos consultórios médicos e odontológicos no feriado do mês de Abril/2016

4月の休日等在宅当番医

☆Associação médica do Município de Takahama.

Dias de atendimento médico, plantão nos domingos e feriados.

Horário: 9:00 às 12:00 horas e 13:30 às 17:00 horas.

Dia 3	Iwai Naika Clinic (clinico geral)	Futatsuike-cho	☎54-1019
Dia 10	Izuka Hifuka (Dermatologia)	Sawatari-cho	☎52-5211
Dia 17	Takahama Ai Ladys Clinic (Obstetricia e ginecologia)	Yuyama-cho	☎54-5161
Dia 24	Tsubasa Clinic (clinico geral)	Shinmei-cho	☎54-5283
Dia 29	Kinuura Seikei Geka, Hinyoukika (Ortopedia e Urologia)	Shinmei-cho	☎54-5255

☆Associação Odontológica do município de Takahama.

Atendimento odontológico, plantão aos domingos.

Horário: 9:00 às 12:00 horas.

Dia 3	Mori Shika Iin	Aoki-cho	☎52-0888
Dia 10	Morita Shika Iin	Sawatari-cho	☎52-2336
Dia 17	Inagaki Shika Iin	Hieda-cho	☎52-5611
Dia 24	Yuyama Dental Office	Yuyama-cho	☎54-0007

Pode haver alterações, verifique antes de consultar.

Em caso de emergência, e necessite consultar após o horário de expediente do consultório, entre em contato com o Centro de Informação médica de emergência (Kyukyu Iryou Jyouthou Center). (☎36-1133 • <http://www.qq.pref.aichi.jp/>).



ものづくりのまちと共に55年

▲上空から眺めた昔の訓練所のようす。高浜高等技術専門校のホームページ掲載の写真からは埋立前の海を見ることができ、海員学校の名残が感じられる。

※写真提供：県立高浜高等技術専門校



▲訓練のようす
(昭和30年代)



▲現在の校舎



▲現在の訓練のようす。何となく違和感のある電柱など、敷地内には訓練のための設備があちこちに。

県立高浜高等技術専門校

県立高浜高等技術専門校(碧海町)の敷地内に入ると、妙に狭い間隔で並んだ電柱や、日本庭園がいくつかの区画にあり、いわゆる「学校」というイメージとは異なる風景が広がっていて、少し驚かされる。昭和36年(1961)“県立高浜職業訓練所”としてスタートした同校は、建築業などの専門的な訓練の場として貢献を続け、今年55周年を迎える。修了生は約12,000人にのぼり東海地方の建築建設現場などで活躍しているという。現在は1年間の電気工事科・住宅総合科の2コースとともに、在職者対象の訓練も提供し、多くの技能者を輩出している。不思議な電柱は配線工事訓練のため、庭園も剪定の訓練用だと聞いて納得した。

訓練課長の川出浩之さんは「昭和63年(1988)に現在の校名になり、一時は自動車整備や板金など、今より多くの種類の訓練を行っていました。時代のニーズで訓練内容も変化していますが、即戦力になるスキルが得られ、転職・再就職を考える方にとって有利な技能を身につけられる施設であることに変わりはありません。」と語る。また「この場所は、昔、運輸省(現・国土交通省)の海員学校があったそうですよ。」と教えてくれた。古い写真からは、校舎のすぐ横が浜辺であることがわかる。海員学校の時代を含め長きに渡ってこの地にはほかのまちにはない学舎がたっていることになる。

たかまは、古くからものづくりのまち。共に歩んできた「ものづくりの学び舎」の55年間に敬意を表したい。

“撮っておき” の たかま

【第54回】

「ひと」「もの」「文化」などなど、
有形・無形を問わず、
高浜市の日常の暮らしの中にある
とっておきの「お宝」を紹介します。

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んでください!(P.27)

広報たかま
編集・発行／高浜市役所総合政策グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110
<http://www.city.takahama.lg.jp/>
電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。



広報たかまは植物油インキを使用しています。